

# 藤沢市災害廃棄物処理計画（改定素案）

## についてのパブリックコメント実施結果

### 1. 概要

- (1) 意見募集期間：2025年（令和7年）11月10日（月）から12月10日（水）まで
- (2) 意見提出方法：郵送、ファックス、持参、藤沢市ホームページから送信

### 2. 意見提出件数など

意見提出者数：1名

意見の件数：1件

意見の内訳

項目	内容	件数
・第2章 組織及び協力・支援 体制 ・第5章 事前の備え	市民センターの役割や訓練に関する意見	1件

事務担当

藤沢市 環境総務課 廃棄物担当

電話 50-3529

FAX 50-8417

## ■市民センターの役割や訓練に関する意見（1件）

計画の中に市民センターの役割についても供述したほうがよい。

7月のカムチャッカ半島地震による津波警報のとき、公共交通機関がストップし、避難所設営班の人々が出先から帰ってくることが困難となり、初期設営体制が不十分であったときいている。その時、市民センターの役割が大変大きく、即対応ができるはずだったが、関わり方の周知がなされてなかったようで混乱していたそう。

この事例により、災害ごみの初期行動のひとつとして市民センターの役割も記述すべきと思う。一次仮置場や一時仮置場の設置にあたる市民センターの動作の周知、同時に市民による関わり方を新たに確認し、訓練し、かってに仮置場が放置ゴミにならないようにすることが大事だと思う。

### （本市の考え方）

市民センターは、市地域防災計画において、災害時には地区の防災拠点本部として、避難所の管理運営のほか、安否情報の収集管理やボランティア活動の支援などを行う役割が記述されております。

また、市民センターの災害時の業務は多岐にわたること、加えて災害ごみに関しては市内全域での対策が必要となることなどから、仮置場の設置に関する対応については、市災害廃棄物処理計画に基づき、環境部が担うこととしています。

ご指摘の仮置き場の放置ごみ対策については、市（公助）による適切な管理運営に加え、地域団体や災害ボランティア等と連携を図りながら、排出ルールの周知や順守に努めてまいります。